特定非営利活動法人 未来へ繋ぐこどもロボット・AI 教室 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人未来へ繋ぐこどもロボット・AI 教室と称する。 英語表記は、The Funstitute for Artificial Intelligence and Robotics(略称:FAIR)とする。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を京都府京都市中京区に置く。

第2章 会員

(目的)

第3条 本法人は、社会的・経済的に困難な状況にある子どもたちに対して、ロボット、プログラミングおよび現代の人工知能の実践的な活用に関する教育活動を行い、子どもたちのスキル、創造力および将来の可能性を広げることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる次の活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子ども向け口ボティクス・AI 教育事業
- (2) ボランティア教師育成事業
- (3) AI とロボティクスの普及啓発事業
- (4) 環境整備事業

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体。

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を承認しない場合には、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
  - (1) 退会届の提出をしたとき
  - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
  - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
  - (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が本法人の定款に違反し、名誉を

傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別、定数)

- 第12条 本法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事 3 名以上
  - (2) 監事 1名

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

- 第13条 役員は総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人 を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分 の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事(又はこの法人の職員)を兼ねることができない。

(職務)

- 第14条 代表理事は、本法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執 行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、 若しく は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

- (2) 事業計画および活動予算
- (3) 事業報告および活動決算
- (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 年会費の額
- (6) 会員の除名
- (7) 資産の管理の方法
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 法人の解散
- (10) 法人の合併
- (11) その他運営に関する重要事項

### (開催)

- 第23条 通常総会は毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

### (招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

# (議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### (定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が 書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の 決議があったものとみなす。

### (表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第44条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

## (議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 事業計画ならびに活動予算の変更
  - (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第33条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁 的方法をもって、少なくとも会日の2日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

### (議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

- 第36条 各理事の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、 理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

### (議事録)

- 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

### 第7章 資産及び会計

### (資産の管理)

第38条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計年度)

第39条 本法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を 経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 毎事業年度終了後、事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録を作成 し、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。ただし、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第46条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 10 分の 8 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 本法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会の議決を経て選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の10分の8以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本法人の公告は、官報に掲載して行う。

- 2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本法人のホームページに掲載して行う。
- 3 やむを得ない事由により、前項のホームページによる公告ができない場合は、官報に掲載 する方法による。

附則

- 1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
  - (1) 代表理事: トラビス・モア

- (2) 副代表理事: マーク・ダニエル・クラインストラ
- (3) 理事: 吹野 恵美
- (4) 監事: 小島 彩加
- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から令和 9 年(2027年) 6 月 30 日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から令和 8年(2026年)3月31日までとする
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 年会費 5000 円
  - (2) 賛助会員 年会費 一口 1000 円